

「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第0872300280号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要支援又は要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 光峰会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県潮来市大生字大生原 804 番 556 |
| (3) 電話番号 | 0299-66-5533 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大川 尚昱 |
| (5) 設立年月 | 平成 17 年 9 月 27 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業）
平成 19 年 2 月 1 日指定
茨城県指定第 0872300280 号

#当事業所は、特別養護老人ホームいたこの郷に併設されています。

- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- | | |
|-------------|------------------------|
| (3) 事業所の名称 | 指定短期入所生活介護事業所 いたこの郷 |
| (4) 事業所の所在地 | 茨城県潮来市大生字大生原 804 番 556 |
| (5) 電話番号 | 0299-66-5533 |
| (6) 管理者氏名 | 大川 暁子 |

(7) 当事業所の運営方針

- 1 事業所の提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示を尊重し、これらの趣旨及び内容に沿った運営方針とする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズをとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズをとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- 3 利用者又は家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 事業所は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。
- 6 居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護を供する。
- 7 本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(8) 開設年月 平成 19 年 2 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9 時～16 時
入所時間	9 時～16 時を原則とする
退所時間	

(10) 利用定員 10 人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全個室です。

居室・設備の種類	室 数	備考
個室（1 人部屋）	10 室	電動ベッド・タンス・床頭台
食堂兼居間	1 室	テレビ・ミニキッチン
浴 室	1 室	一般浴槽
医務室	1 室	特養と共用
トイレ	2 室	居室にてポータブルトイレ使用可能

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

- ・各居室には洗面所があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して特別養護老人ホームに併設する指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1	1 名
2. 介護職員	14 以上	14 名
3. 生活相談員	1	1 名
4. 看護職員	1 以上	1 名
5. 機能訓練指導員	0.1	0.1 名
7. 医師	0.1	必要数
8. 栄養士	1	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 07：00～16：00 4 名 日勤： 08：30～17：30 4～8 名 遅番： 10：30～19：30 4 名 夜勤： 16：30～翌日 9：30 4 名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 07：00～16：00 1 名 日勤： 08：30～17：30 1 名 遅番： 10：30～19：30 1 名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスについては、利用金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食 事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態を考慮

した食事を提供します

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。

(食事時間) 朝食： 8：00 昼食： 12：00 夕食： 6：00

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じで、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第9条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額（1割・2割・3割）と居住費及び食事に係る負担額の合計金額をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて算出。）

□併設型短期入所：ユニット型個室

（1日当り：円）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①	サービス利用自己負担金（1割）	523 円	649 円	696 円	764 円	838 円	908 円	976 円
	サービス利用自己負担金（2割）	1046 円	1298 円	1392 円	1528 円	1676 円	1816 円	1952 円
	サービス利用自己負担金（3割）	1569 円	1947 円	2088 円	2292 円	2514 円	2724 円	2928 円
②	送迎加算（送迎利用の場合）	184 円（片道）						
⑥	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険自己負担額 × 17.2%						
⑥	食事にかかる自己負担額：	1380 円						
	被保険第1段階	300 円						
	被保険第2段階	600 円						
	被保険第3段階	650 円						
	被保険第4段階以上	1380 円						
⑦	居住に係る自己負担額：	2066 円						
	被保険第1段階	820 円						
	被保険第2段階	820 円						
	被保険第3段階	1310 円						
	被保険第4段階以上	1970 円						
⑧	自己負担額合計（③～⑦）	※						

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいった

んお払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象ならないサービス（契約書第５条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金（実費）>

① レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望により生活リハビリを兼ねたレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代、交通費等の実費相当額をいただきます。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご清算いただきます。

１枚につき １５円

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④ 私物電気代（持ち込みによる電化製品１点につき）

１日：５０円（１コンセント）

④ 医療費（診療費及び薬代は実費）

⑥ ご利用者の入院又は病院受診の際の送迎及び付添

原則として、入院又は病院受診はご家族様に実施していただくものですが、やむを得ぬ理由によりこのサービスが必要とされる場合には、次の料金になります。

ご利用者の入院又は病院受診の際の送迎及び付添する場合

職員１人につき：１時間まで ２０００円

１時間を超える場合、３０分毎に１０００円加算

⑦ 買い物代行サービス １回につき １０００円

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払方法（契約書第９条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払ください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定期間前にご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の入院にかかる体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日（午後4時）までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日（午後4時）までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% （自己負担額相当）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

4. 非常災害対策

- (1) 緊急非常時 管理者は施設の消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な対策を講じます。
- (2) 防災設備 管内各所に火災報知機とスプリンクラー・屋内消火栓・消火器を設置してあります。
- (3) 防災訓練 毎月1回、非難訓練、また2回管轄の消防署指導のもと総合防災訓練を実施します。

5. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日 10:00 ～ 16:00

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

潮来市役所 介護保険課	所在地：〒311-2493 潮来市辻 626 電話番号：0299-63-1111 受付時間：月曜～金曜 8:30～17:15
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室	所在地：〒310-0852 水戸市笠原町 978-26 電話番号：029-301-1565 受付時間：月曜～金曜 8:30～17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地：〒310-8586 水戸市千波町 1918 電話番号：029-305-7193 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00

6. 事故発生時の対応

(1) 事故の分類は次の通りとします。

- ①外傷②骨折③誤嚥④誤薬⑤転倒・転落⑥離設行為⑦異食行為⑧呼吸停止
⑨感染症の複数発生
(インフルエンザ・新型コロナウイルス・ノロウイルス・食中毒・疥癬)

(2) 事故発生時の対応

- ① 万一、事故が発生した場合は、速やかに管理者に連絡すると共に、応急措置を行います。
② 連絡を受けた管理者は事故の状況及び症状に応じ、主治医へ連絡して指示を仰ぐ。
③ 管理者は、主治医の指示により、必要に応じて救急車の出動要請、病院への搬送などの措置を講じるとともに、身元引受人へ連絡する。

(3) 報告及び記録

- ① 職員は、事故に対する応急措置の結果を管理者に速やかに連絡する。
② 管理者は、事故内容が大規模に亘る場合、関係職員に連絡(夜間時は「非常災害時召集連絡網」を活用)し、対策を講じます。
③ 事故発生の状況及び経過については、必ず記録を行う。
④ 管理者は、事故の内容及び経過を身元引受人に報告し、事故に関する説明を行うほか、事故の記録等の書類を閲覧に出来るようにします。

(4) 再発防止への取組み

管理者は、事故処理の後、速やかに事故の発生原因の究明と再発防止のための対策に取組み、その徹底を図ります。

(5) 関係機関等への報告

管理者は、状況に応じ事故の内容等について関係機関に報告します。

- (6) その他 食中毒事故、無断外出(離設)、災害事故については、社会福祉法人光峰会緊急対応マニュアルにより対応します。

※第三者の評価が必要な場合は第三者評価機関に報告し、その結果を開示します。

7. 身体的拘束等の適正化の取組み

「A」,「緊急やむを得ない場合」の身体拘束に関する説明

当事業所において、下記項目をすべてに該当していると判断した場合に緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ・**切迫性**…利用者本人又は他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・**非代替性**…身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ・**一時性**…身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること

「B」． 手続きについての取り扱い

- ・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は介護士、介護支援専門員、看護師、生活相談員、施設長の合意のもとに行う。基本的に個人の判断では行いません。

- ・利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。仮に事前に身体拘束等について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行い、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し同意を得たうえで実施します。

- ・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には身体的拘束等を一時的に解除して状況観察を行うなどの対応をとること

「C」． 身体的拘束等の実施に関する記録の義務付け

- ・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

- ・具体的な記録は「ケース記録」に記載する。記録は日々の心身の状態などの観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を付け加えて、それについての情報を開示し職員間で情報を共有し周知徹底します。またこの記録はご契約者や家族からの申し出があった場合や行政機関からの申し出や実地検査時においてもすぐに閲覧できるような状態にしておきます。

① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者及び入所者（以下、利用者等）の生活の自由を制限するものであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

- (1) 身体拘束等は廃止すべきものである
- (2) 身体拘束等廃止に向けて、常に努力を続けなければならない
- (3) 安易に「やむを得ない」という理由で身体拘束等を行わない
- (4) 身体拘束等を安易に正当化し、許容する考え方はやめるべきである
- (5) 全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
- (6) 創意工夫を忘れない
- (7) 利用者等の人権を最優先に考慮すること
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つこと

- (9) 身体拘束等廃止に向けて、ありとあらゆる手段を講じること
- (10) やむを得ず身体拘束等を行う場合、ご利用者等、及びご家族等に対して十分に説明を行うこと
- (11) 身体拘束等を行った場合、常に解除に向けた努力を怠らないこと

② 身体的拘束適正化のための委員会 その他施設内の組織に関する事項

身体的拘束適正化検討について

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置する。

(1) 設置目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全員への指導

(2) 身体的拘束適正化の構成員

- ・ 施設長
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ 生活相談員
- ・ その他必要に応じ、施設内他職種や第三者にも参画いただく

(3) 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・ 当施設では3ヵ月に1回以上開催し、また必要に応じて随時開催する。
- ・ 数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から多職種協働での委員会を開催できないケースでは、複数意見の確認等により各スタッフの意見を盛り込み検討する。

③ 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・ 介護に関わる全ての従業員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を促すとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する。
- ・ 年2回の開催とする。
- ・ 新規採用時には、必ず研修を実施する。
- ・ 研修の実施内容については記録し、保存すること。

④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと
- ・ 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告をうけた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

- ・ 緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。
- ・ 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。
- ・ また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

- ・ 説明書をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
- ・ また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録と再検討

- ・ 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、用紙を用いてその様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

- ・ (3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には契約者、家族に報告すること。
- ・ 尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合があるが、再度数日以内に同様の身体拘束による対応が必要となった場合、家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、家族の了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・ 本指針は書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。

⑦ その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

- (1) 本施設内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。
- (2) 身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、介護サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む必要がある。
 - ・ マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
 - ・ 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束を行っていないか。
 - ・ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
 - ・ 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
 - ・ サービス提供の中で、本当に緊急でやむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

8. 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日（直近実施日）	令和 年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所介護生活事業所 いたこの郷

職名

説明者

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

住所

利用者

氏名

印

私は、本人に代わり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 4561.87 m²

(3) 施設の周辺環境*

潮来ICから車で10分、潮来駅より車で10分程度で近く便利である。

静かな所で、近くには県民の森がある。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員 … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員 … ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

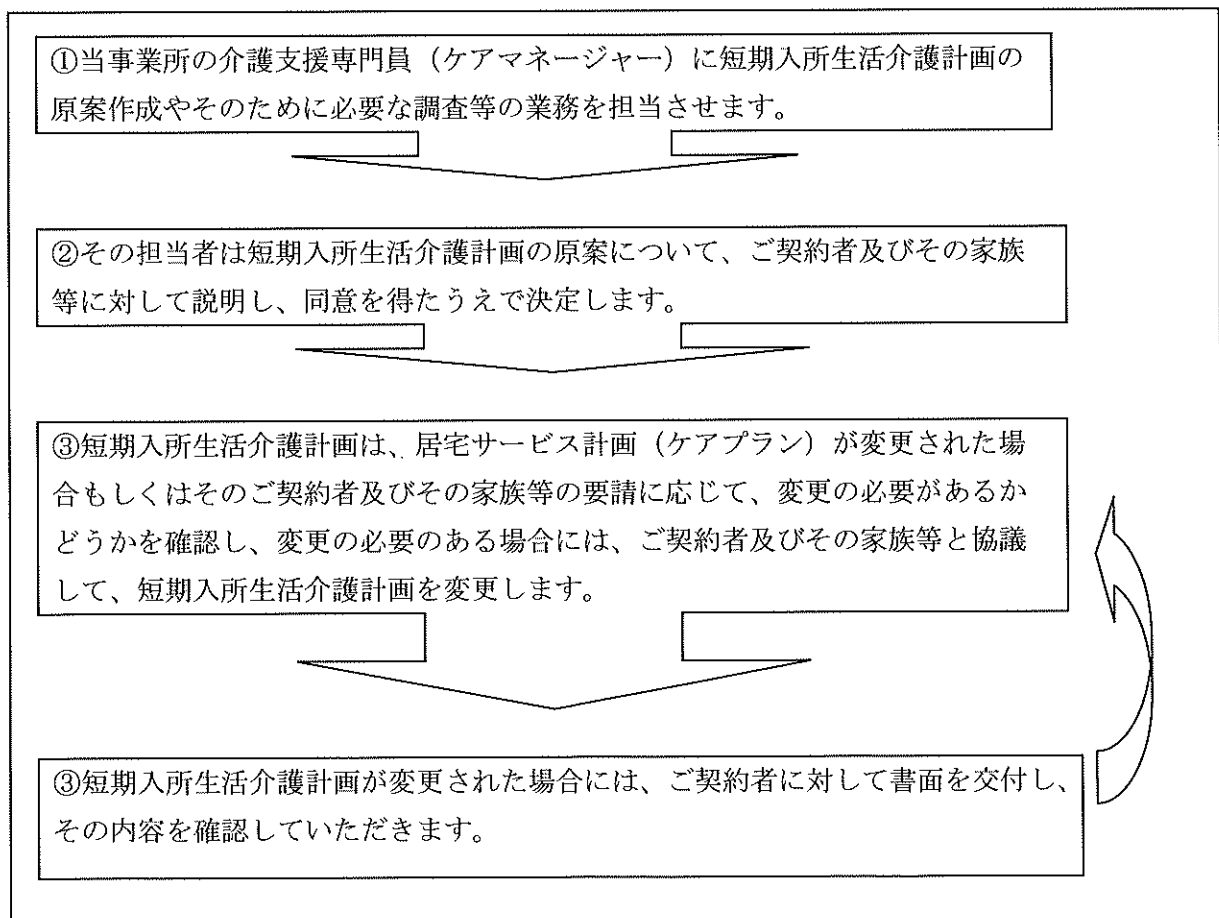
看護職員 … 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員 … ご利用者の機能訓練を担当します。

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

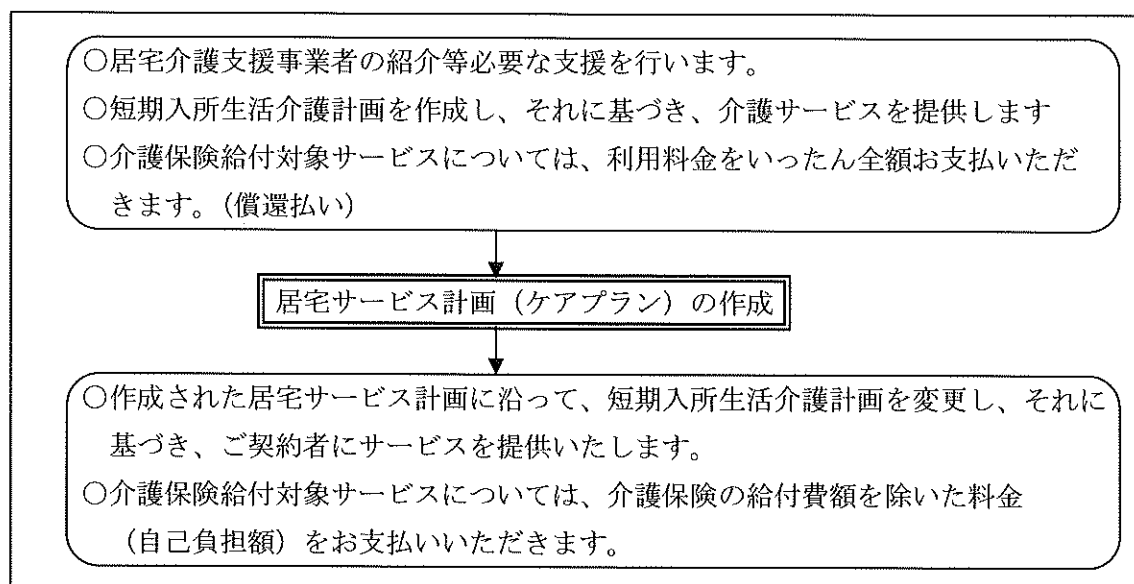
(1) ご利用者に対する具体的なサービスプラン内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約 書第2条参照)

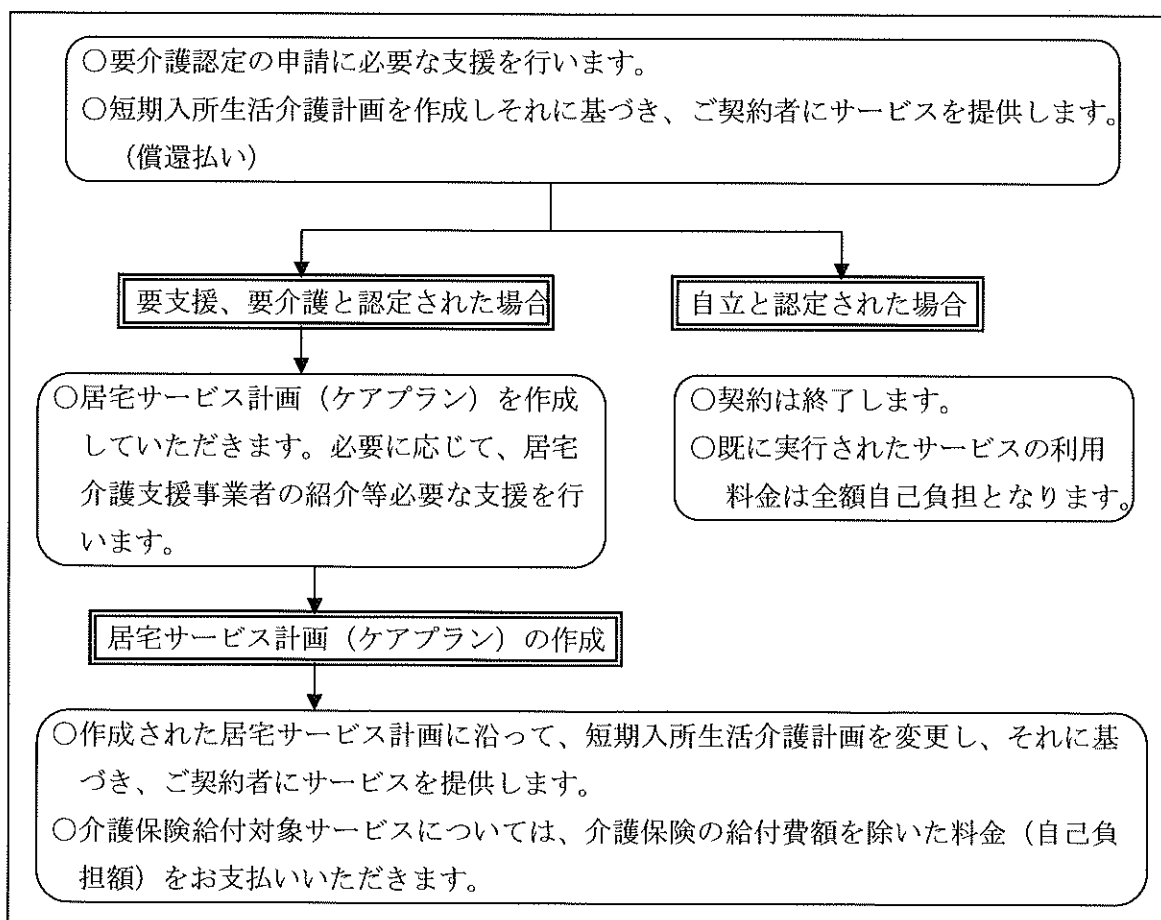


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご契約者及びご利用者に説明し、同意を得た上で、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにご家族と連携し、主治医又はあらかじめ定めた協力医療期間への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。守秘義務を遵守し、個人情報の保護に配慮してサービスを提供いたします。
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたってサービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

食べ物、ペット類、金品、その他事業所が判断したもの。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第14条、第15条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要の措置をとることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者又はご家族付き添いにより診療を受けていただきます。

6. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結時の日から 1 年間ですが、契約期間満了の3日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に 1 年間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当する至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第19条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご利用者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい） |
|---|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の期間中であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即日に契約を解除・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の場合には、即日に契約を解除・解除することができます。

- ① ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴当の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第19条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

